

令和4年度  
白石市施設予約システム等導入業務  
プロポーザル実施要領

白石市  
令和4年9月

## 1. 業務の説明

### (1) 目的

この実施要領は「白石市施設予約システム等導入業務」（以下「本業務」という。）の受託候補事業者を、公募型プロポーザル方式により選定する手続について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (2) 業務の名称

令和4年度 白石市施設予約システム等導入業務

### (3) 業務内容及び要求仕様

「白石市施設予約システム等導入業務 業務要件仕様書」のとおりとする。

### (4) 契約期間等

契約期間は、契約締結日から令和5年3月31日までとする。

なお、施設予約システム等の稼働開始日予定日は、令和5年4月1日とする。

### (5) 業務の場所

白石市大手町 地内 ほか

### (6) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

### (7) 提案上限額

金1,790,000円（消費税及び地方消費税相当額を含まない）

金1,969,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

この金額は、契約締結時の予定価格を示すものではなく、業務内容の規模を示すためのものである。また、提案書作成要領に規定する見積書に記載する合計額は、上記提案上限額を超えてはならない。

上記金額には、オンライン決済等に要する初期構築費用を含むものとするが、提案事業者と別に決済システム事業者との契約及び支払が必要な場合は、当該業務と別に決済システム事業者との契約を締結し、支払を行うものとする。

なお、施設予約システム等の稼働開始予定日（令和5年4月1日）以降の利用料や運用保守経費等については、上記金額に含まず、本業務と別途契約とするが、見積価格評価の対象とするので、提案価格内訳書（様式6）に記載すること。

## 2. 参加資格等

### (1) 参加資格

本業務のプロポーザルに参加できる事業者は、白石市競争入札参加資格者名簿の「物品の販売・製造、役務の提供」に登録されている者であり、次の要件のすべてを満たすこととする。

#### ① 次の各号のいずれにも該当すること。

ア 白石市建設工事等入札参加業者指名停止要領（昭和61年告示第32号）に基づく指名停止措置を受けていない者。

イ 白石市暴力団排除条例（平成24年条例第26号）第2条第2号に規定す

る暴力団又は同条第4号に規定する暴力団員等に該当しない者。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。

エ 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による再生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限り。）を受けた場合は、この限りでない。

② 平成29年4月1日から令和4年8月31日までの間で、地方自治体において、施設予約システムの運用実績又は導入支援の実績があること。

③ プライバシーマークの認証を取得していること。

## (2) 参加資格の喪失

次のいずれかに該当したときは、参加資格を喪失する。

① 本手続において提出した書類等に虚偽の記載をし、その他不正な行為をしたとき。

② 本手続の期間中に、前条に掲げる要件に該当しなくなったとき。

③ 辞退届を提出したとき。

## (3) 参加の辞退

本業務に係る提案書の提出後、プロポーザルへの参加を辞退する場合は、事前に連絡のうえ提案書の提出期限までに直接持参又は郵送により辞退届を提出すること。なお、辞退したことによって、以後の本市発注における競争入札等において不利益な取扱いを受けることはないものとする。

辞退届の提出先

〒989-0292 宮城県白石市大手町1番1号

白石市総務部デジタル推進課デジタル推進係

電話 0224-26-8228

E-mail johoc@city.shiroishi.miyagi.jp

## 3. 実施スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、以下のとおりとする。

項番	内 容	期日・期間等
1	公募開始	令和4年9月27日（火）
2	質問書の受付期間	令和4年9月27日（火）から 令和4年10月5日（水）まで
3	質問書の回答予定日	令和4年10月11日（火）
4	提案書等の提出期限	令和4年10月17日（月）
7	デモンストレーション、提案書審査	令和4年10月下旬（予定）
8	受託候補事業者の決定及び通知	令和4年10月下旬（予定）
9	見積合わせ及び契約締結	令和4年11月上旬（予定）
10	システム稼働開始	令和5年4月1日（土）

#### 4. 質問及び回答

##### (1) 質問書の提出

質問については、質問書（様式7）により電子メールで提出するものとし、電話及び訪問による質問は受け付けないものとする。

###### ① 提出期間

令和4年9月27日（火）から令和4年10月5日（水） 午後5時まで

###### ② 提出先

〒989-0292 宮城県白石市大手町1番1号

白石市総務部デジタル推進課デジタル推進係

電話 0224-26-8228

E-mail johoh@city.shiroishi.miyagi.jp

メールタイトル 「【白石市施設予約システム等導入業務】質問書（事業者名）」

事業者名には、事業所の名称（略称可）を記載すること。

##### (2) 質問書の回答

質問に対する回答は、令和4年10月11日（火）午後5時までに、質問者の商号又は名称を伏せた状態で市ホームページへ掲載する。

#### 5. 参加申請の手続

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり書類を提出すること。

##### (1) 提出書類

###### ① 提案書

提案書の構成は以下のとおりとする。

- ・ 参加表明書（様式1）
- ・ 企業概要（様式2）
- ・ 実績調査票（様式3）
- ・ 業務提案書（作成については、「白石市施設予約システム等導入業務提案書作成要領」を参照すること。）
- ・ 機能要件確認表（様式4）

###### ② 見積書類等

- ・ 費用見積書（様式5）
- ・ 提案価格内訳書（様式6）

##### (2) 提出期限

令和4年10月17日（月） 17時必着

##### (3) 提出方法

上記の①提案書は紙媒体で正本1部、副本7部及びそれらを収録した電磁記録媒体（DVD-R）1部を提出すること。

提出は、提出先への郵送又は直接持参とする。持参により提出できる時間は、閉庁日を除く8時30分から17時までとする。

##### (4) 提出先

〒989-0292 宮城県白石市大手町1番1号

白石市総務部デジタル推進課デジタル推進係

電話 0224-26-8228  
E-mail johoc@city.shiroishi.miyagi.jp

(5) 提案のための費用負担

提案にかかる費用は、すべて提案事業者の負担とする。(提案書等作成、デモンストレーション、提案書審査含む)

(6) 本市からの疑義照会

提出のあった提案書等の内容について、必要に応じて本市から疑義照会等を行うことができるものとする。

(7) 提案書等の取扱い

- ① 提案書の提出後において、事業者の選定までの間は、提案書に記載された内容の追加及び変更は認めないものとする。
- ② 提出された提案書等は一切返却しないものとする。
- ③ 提出された提案書等は公開しないものとする。

## 6. 審査

(1) 審査方法

本プロポーザルによる審査及び評価については、「白石市施設予約システム等導入業務事業者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)において行うものとする。なお、デモンストレーション及びプレゼンテーション審査は、原則として、本市が後日指定した日時及び場所において提案事業者が出席して実施するが、申出によりオンラインによるプレゼンテーションを認める。オンラインによるプレゼンテーションを希望する場合は、提案書提出時にその旨を申し出ること。

① デモンストレーション審査

- ・ 提案事業者の提案するシステムについてデモンストレーションを行い、選定委員会において、画面の見易さや画面展開のレスポンス、レイアウトやその他機能の充実度等について評価を行うものとする。
- ・ デモンストレーション審査は、1者あたり30分程度で行うものとし、出席者は5人以内とする。
- ・ デモンストレーションに必要な機材は、本市から指示のない限り、提案事業者にて準備すること。

② プレゼンテーション(提案書)審査

- ・ 選定委員会において、提案事業者によるプレゼンテーションを実施し、提出された提案書を基に、内容について質疑を行い、本業務内容の理解度や取組姿勢、本市にとって有効となる提案内容等について評価を行うものとする。
- ・ プレゼンテーション審査は、1者あたり30分程度で行うものとし、出席者は5人以内とする。
- ・ プレゼンテーションに必要な機材は、本市から指示のない限り、提案事業者にて準備すること。
- ・ プレゼンテーション実施後、質疑応答の時間を15分程度設ける。

③ 見積価格評価

- ・ 本業務に必要な経費等について、妥当性や経済性、他者比較等について評価する。

(2) 選定方法

選定委員会において、プレゼンテーション、デモンストレーション及び見積価格の全ての評価を踏まえた総合的な判断により、受託候補事業者を決定するものとする。また、次点者についても併せて選考する。

選定委員会の委員は、下記表に基づき各自採点を実施して、審査による評価点を算出し、委員全員の評価点のうち最上位と最下位の評価点を除いた平均を事業者の審査評価点とする。(小数点第2位を四捨五入)

委員による評価の基準は、下記表のとおりとする。

項番	項目	内容	配点
1	プレゼンテーション審査	同種業務における実績	60
		本稼働までのスケジュール概要及びこの期間の本市・事業者の役割分担	
		運用支援の考え方と実施内容の体制	
		機能要件に対する対応状況	
		システムが備えるセキュリティ機能、障害発生時の対応、登録者の個人情報の管理	
		施設予約システムと連携できるスマートロックの操作性、機能概要、災害等緊急時の対応	
		連携できるキャッシュレス決済及びコンビニ納付の操作性、機能概要	
		その他、本市に有益となる提案（別途契約が必要な場合はその旨を明記）	
		提案業者の業務習熟度	
2	デモンストレーション審査	画面の見易さ	30
		画面展開のレスポンス	
		機能の充実度	
		利用者、管理者双方の操作の簡便さ	
		提案事業者の業務習熟度	
審査による評価点			90

価格による評価の基準は、下記表のとおりとする。

項番	項目	内容	配点
1	見積価格評価	①当該業務に関する見積 ②稼働開始予定日（令和5年4月1日）以降の利用料や運用保守経費等（60か月分） 配点×全体の最低提案価格÷当該提案額 (いずれも小数点第2位を四捨五入)	10
価格による評価点			10

事業者の審査評価点と価格による評価点を合計した値を、事業者の得点とし、第1位の事業者を受託候補事業者、第2位の事業者を次点者とする。

なお、事業者の得点が同点となった場合は、くじ引きにより受託候補事業者及び次点者を決定する。

また、事業者の得点が評価点総点（100点）の5分の3未満となった事業者は、受託候補事業者及び次点者として選定しない。

### (3) 結果通知

審査結果については、全ての参加事業者（辞退者を除く）に対し書面の郵送により個別に通知する。

また、本市のホームページにおいても公表するものとし、その際は第1位の事業者（受託候補事業者）名及び得点のみを公表する。

### (4) その他

- ① 審査の経過や採点表の内容は開示しないものとする。
- ② 審査結果の開示等を理由とした他者提案の閲覧請求は受け付けないものとする。

## 7. 契約

受託候補事業者は、提案した提案書及びプレゼンテーション等の内容に基づき、本市と詳細設計及び契約内容の協議を経て随意契約により契約を締結するものとする。

なお、受託候補事業者との協議において、両者が合意に至らない場合は、次点者との協議を行うものとする。

契約手続及び契約書は、白石市財務規則の定めるところによるものとする。また、契約締結後において、受託事業者に本要領における失格事項、不正又は虚偽記載等と認められる行為が判明した場合は、契約を解除できるものとする。

## 8. その他留意事項

- ① 参加事業者は、本業務により直接又は間接的に知り得た情報について、本業務の目的以外に使用し、又は第三者に提供しないこと。
- ② 提案書については、参加事業者が無断で本業務以外の用途に使用しないものとするが、選定作業に必要な範囲において複製を作成する場合がある。
- ③ 本要領に記載のない事項については、本市の指示によるものとする。
- ④ 質問書等を電子データにより提出する場合は、パスワード等により暗号化を行うこと。ただし、ファイルストレージサービスにより提出する場合はこの限りでない。